吹田市立障害者支援交流センター条例及び施行規則の一部改正の骨子案に対する意見募集について

あん けん めい 案 件 名	ずいたしりつしょうがい 吹田市立障害者	しゃしえんこうりゅうせんたーじょうれいおより せこうきそく いちぶかいせい こっしあん 者支援交流センター条例及び施行規則の一部改正の骨子案	
せいさくら あん だいめい 政策等の案の題名	すいた し りつしょうご 外田市立障	がいしゃしえん こうりゅう せんたー じょうれい かいせい 害者支援交流センター条例(改正)	
以来すり未り返り	まいた し りっしょうがいしゃしえん こうりゅう せんたー じょうれいこう きぞく かいせい 2 吹田市立障害者支援交流センター条例施行規則(改正)		
本はなどうの素の 政策等の素の かいよう かいよう 趣旨と概要	マルボ 3年(2001年)5月に障がい者の自立や社会参加の支援を目的とする施設とすいまったのは、 13年(2001年)5月に障がい者の自立や社会参加の支援を目的とする施設とすいた。 10年 13年 13年 13年 13年 13年 13年 13年 13年 13年 13		
いけん (乳・ラうあん) 意見・勇・楽 と かみれんり (乳・草) 関連資料	にけん ほしゅうあん 意見募集案 - 2 2	吹笛市立障害者支援交流センター条例 電害福祉サービスの実施、利用の許可、利用料金の設定や徴収等のあいまうぶ吹笛の管理に係る業務を、法人であって市長が指定する者に行わせることとします。 ② 吹笛市立障害者支援交流センター条例施行規則 にいかんりとようがいたしたんこうりゅうせんたーにようれいにこうまで、 「こいかんりとようがいたりになんこうりゅうせんたーにようれいにこうまで、 「こいかんりとようがいたりになんこうりゅうせんたーにようれいにこうまで、 「こいかんりとようがいたりになんこうじゅうともなった。」 「こいかんりとようがいたりになるこうととします。	
	かんれんしりょう 22関連資料 3	すいたしりつしょうがいしゃしえんこうりゅうせんたーじょうれいおよ 吹田市立障害者支援交流センター条例及び施行規則の一部改正の骨子 家 ない田市立障害者支援交流センター条例 吹田市立障害者支援交流センター条例 すいたしりつしょうがいしゃしえんこうりゅう せんたー じょうれい 吹田市立障害者支援交流センター条例 まいたしりつしょうがいしゃしえんこうりゅう せんたー じょうれいこうきそく まいたしりつしょうがいしゃしえんこうりゅう せんたー じょうれいこうきそく ない田市立障害者支援交流センター条例施行規則 まいたしりつしょうがいしゃしえん こうりゅう じょうれいおよ しこう きそく いちぶ かいせい こっし 吹田市立障害者支援交流センター条例及び施行規則の一部改正の骨子 ない かん きゅーあんどえー 家に関するQ&A	
	じょうき あん つぎ ばしょ 上記の案は、次の場所でも配布しています。		
	1 吹田市役所 低層棟1階 障がい福祉室(115番窓口)		
	まいたしゃくしょ ていそうとう かい しみんじちすいしんしつ ばんまどぐち よこばぶりっくこめんと 2 吹田市役所 低層棟2階 市民自治推進室 (219番窓口)横パブリックコメント専用ラック		
	そうごうふくしかいかん 3 総合福祉会館		
	しょうがいしゃしえんこうりゅう せ ん た ー 4 障害者支援交流センター (あいほうぷ吹田)		
	しょう しゃそうだんしえんせんたー うちほんまち かたやま きしべ とはつ えきか みなみすいた 5 障がい者相談支援センター (内本町、片山・岸部、豊津・江坂・南吹田、せんりやま さいでら い こ だに せんりにゅーたうん 千里山・佐井寺、亥の子谷、千里ニュータウン)		
いけんていしゅっしゃ 意見提出者	しない す ひと しない つうきか 1 市内に住む人、市内に通勤している人、又は市内に通学している人		
	しない じぎょうしょ ぉ じぎょうかつどう おこな こじん また だんたい 2 市内に事業所を置いて事業活動などを行う個人又は団体		
	3 上記のほか、本条例等が定められることによって何らかの影響を受ける可能性がある個人文は団体		
		-	

いけんていしゅつきかん 意見提出期間	れいわ ねん 令和3年(202)	れいわ ねん ねん がつ にち か ようび れいわ ねん がつ にち もくようび ひっちゃく 令和3年(2021年)8月10日(火曜日) ~ 令和3年(2021年)9月9日(木曜日) 必着	
いけんていしゅっほうほう 意見提出方法と ていしゅつさき 提出先	^{ゆうそう} 郵送	〒564-8550 (住所の記載不要) がに	
	^{ふぁっくす} ファックス	06-6385-1031 note	
	でんしめーる電子メール	syomu-shogai@city.suita.osaka.jp がたし、	
	いけんていしゅっ 意見提出 ふぉーむ フォーム	ホームページの意見提出フォームからも提出できます。	
	ちょくせつていしゅつ 直接提出	がたしゃくしょ ていそうとう かい ばんまどぐち 吹田市役所 低層棟1階 (116番窓口) ふくしぶ しょう ふくしこつ せいた たんとう 福祉部 障がい福祉室 あいほうぷ吹田担当	
	にけんしょ ようしき じゅう ひっよう おう べっしいけんていしゅつようし かつよう 意見書の様式は自由です。必要に応じて、別紙意見提出用紙をご活用ください。 いけんていしゅっようし 1 意見提出用紙 (ワード) いけんていしゅっようし 2 意見提出用紙 (PDF)		
ちゅうい にう 注意事項		s寄せいただくに当たり、 <u>住所や氏名などの記載は必要ありません。</u>	
	いけんしょ いけんていしゅつしゃ くぶん つうきんしゃ つうがくしゃ 2 意見書には、意見提出者の区分として、「住民」、「通勤者」、「通学者」、 じぎょう ほか かつどう おこな もの りがいかんけいしゃ ぐたいてき りがいかんけい か		
	「事業その他の活動を行う者」、「利害関係者(具体的な利害関係もお書きく かなら、めいき たさい)」のいずれかを必ず明記してください。		
	でいた。 Tiple C C C C C C C C C C C C C C C C C C C		
	4 お電話やご来庁による <u>口頭でのご意見はお受けできません</u> ので、あらかじめご りょうしょう 了承ください。		
	しょう でがいのある方で、上記による意見提出が困難な場合は、個別にお問い合わせくだ		
	さい。 6 お寄せいただいたご意見に対する市の考え方を、令和3年(2021年)10月頃 「ロールベービ」とう こうひょう に、ホームページ等で公表します。なお、個別には回答いたしませんので、あらか		
	に、ホームページ等で公表します。なお、 <u>個別には回答いたしません</u> ので、あらか ^{りょうしょう} じめご了承ください。		
。 問い合わせ先	ずいた		
	電話:06-63	884-1349(直通) FAX:06-6385-1031	